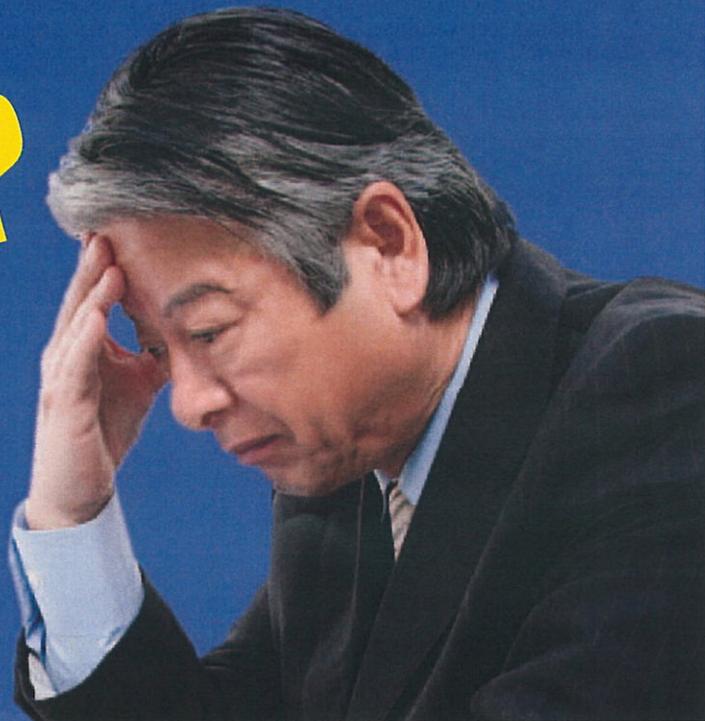


大地震で 賠償請求!?

まさか、わが社が
訴えられるなんて…!



ご存知ですか?

企業にとっても 怖い地震!!

その1^{*} 政府労災は、**地震・津波**などによる**業務中**(勤務中・通勤中)の**ケガ・死亡**も**労災認定**する傾向!

■業務災害の例

勤務中に、地震が発生、倒れてきた書棚の下敷きになってケガをした場合



■通勤災害の例

帰宅途中に津波が発生、避難場所へ移動中に津波に巻き込まれ死亡した場合



その2^{*} 東日本大震災では**地震による事故死**も企業の「**安全配慮義務違反**」として**民事訴訟に!**

Case 1 津波死亡の家族、会社を提訴

東日本大震災の津波で宮城県のスーパ-販売店員らが死亡・行方不明となったのは、会社が安全配慮義務を怠ったためとして、店員3人の家族が会社を相手取り、慰謝料など総額約2億5,000万円を求める損害賠償訴訟を提起した。



Case 2 バイト中に震災死、安全配慮怠ったと親が提訴

震災で飲食店のアルバイト勤務中に死亡した高校3年生の女子生徒(当時18歳)の両親が、店舗運営会社を相手取り約8,000万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。



※これらの事例は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

御社が加入している労災上乗せ保険は、
地震・津波などの天災によるリスクに対応していますか?

これまで、保険会社の労災上乗せ保険などの損害保険では、基本的に、地震・噴火・津波による損害は支払いの対象としていません。(地震・噴火・津波による損害を補償の対象とするためには、特約を付帯しなければなりません)

地震や津波により従業員の皆様が死傷した場合、**政府労災では補償の対象となるのに、労災上乗せ補償では、支払いの対象外というケースが発生しており、労災上乗せ補償の見直しが必要な状況になってきています。**また、**企業への地震・噴火・津波による注意義務、安全配慮義務も高まっており、事業継続の観点からも、災害に対する備えが必要といえます。**

裏面もご覧ください